

## 2012.8.2. 議会改革推進特別委員会

委員名：酒井安紀子

### < 議会の使命とは >

・市民の福祉向上（亀岡市議会基本条例第1条）

・地域民主主義の実現

今後は地方分権が進み、亀岡市独自の政策範囲は広がっていく。よって、市民と共に歩む議会としてその権限を十分に発揮しなければならない。

### < 議会の役割とは >

1. 市民福祉の向上という使命を果たすために議論を行なうこと

議員間で議論して議会の意思を形成する

議会として首長（執行部）と議論する

**第九十三条** 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

議会が議決すべき事件については地方自治法 第6章「議会」第2節「権限」に示されているとおりであり、議会は大きな権限を持っている。しかし、それを活用しなければ市民の関心も参加も得られない。

問題は、どのように議事が行なわれているかということである。

既に亀岡市議会基本条例が制定されたが、その活動原則に従って議会の権能が十分に発揮されているとは言いがたい。

（亀岡市議会基本条例）

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 市政への市民参加を推進すること。

(5) 市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。

議会として執行機関との議論を可能にするには、まず、議会内で議員間の討議によって議会の意思を形成しなければならない。

これは理念を掲げるだけでなく、それに従って具体的な取組みを行なうことでしか改善されないと考える。よって、会議の運営および議論の技術向上を目的とした研修の導入を提案したところである。

## 2.地域民主主義の実現

市民と歩む議会であるためには各議員による情報収集にとどまらず、議会として広く市民の意見をくみ上げる必要がある。

しかし現在の議会としての広聴活動は実質、議会報告会での意見交換にとどまっている。

活発な議論を市民に公開し、政策の論点をわかりやすく伝えることで、市民は自分の考え方を全体の中に位置づけることができる。それによって市民は単に要望を述べるにとどまらず、全体的視野を持って市政に参画することが可能となる。

また、二元代表制のもとで議会が執行機関と競争するにはその過程と結果について市民から評価を受ける必要がある。

しかし、市民が民主主義の実現・保持について不断の努力を行なうための材料が不足しているのが現状である。

そこで、既に提案した議会広報戦略、議会 ICT 化の推進を含め、議会における包括的な情報政策を展開していく必要がある。

### <議会のあり方>

会議の頻度について：

活発な活動を行うには、平日昼間に会議を開催するのが現実的である。

現在も平日昼間の開催であるが、テーマについて一定の結論を見るまでは更に集中的に開催すべきであるし、その間の調査活動も活発に行なわれなければな

らない。ただし、現状のように形骸化した特別委員会が整理されないことは本来の常任委員会の議論の妨げであり、資源の浪費でもあるため直ちに見直さなければならない。

定例会における議案の審議について：

現在は開会して約1週間の空白があり、一般質問に約4日を費やし、その後ようやく常任委員会で議案審査に入る。

議案審査では執行部の説明を受け、その時々気づいたことを質疑し、執行部退出の後に委員間で賛否の理由を述べ合い最後に委員会としての採決を行う。その内容は会派会議で委員外の議員に共有され、最終日には議会全体での採決を行うという流れとなっている。

しかし、これでは委員間での議論、執行部と委員会との議論が有効に行なわれているとはいえない。

本来は執行部の説明を受ける前に委員間で論点を明確にしておくべきであり、（その際に情報が不足しているのであれば執行部に問い合わせる）その後、委員会に執行部が出席する際には委員会として議論ができるようにしておかなければならないと考える。

\* 常任委員会に付託される前に委員会で議案を研究することに問題があるとなれば、委員会として開催しなくてもよい。

また、現状でも十分な審議に足りる会期日程であるとはいえないため、会期の長期化も視野に入れ、その際の審議日程は一応の目安として、先に議案の審議を十分に行った上で余った日程を一般質問に充てる程度でよい。議員、会派個々の質問よりも議会としての意思形成に重点を置くべきである。会期中に質問できなかったことは文書質問制度を活用する。